資料編

- 1 下関市市民協働参画条例
- 2 下関市市民協働参画条例施行規則
- 3 第3次下関市市民活動促進基本計画策定について
- 4 下関市市民協働参画審議会
- 5 下関市市民協働参画に関する意識調査結果(抜粋)
- 6 市民協働参画ワークショップ開催状況
- 7 第3次下関市市民活動促進基本計画【策定展開図】
- 8 用語解説

平成17年2月13日 下関市条例第134号

私たち下関市民は、「海峡の恵み」と「歴史の心」に育まれた「明日への希望に燃えているまち下関」をこよなく愛しています。先人の努力のたま物であるこのまちを、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」として築き上げ、未来の世代に引き継いでいきたいと願っています。

世の中の大きな流れの中で、私たちは、今、教育、保健、医療や福祉等子どもから高齢者までにかかわる問題、また、地域の安全、災害対策、環境保全やコミュニティづくり等住みよい環境づくりにかかわる問題、更に、人権、男女共同参画、文化やスポーツ等人々の生き方にかかわる問題等市民生活に密接にかかわる分野で様々な問題に直面しています。

市民の価値観が多様化、個性化している今日、これらの問題を自らの課題として受けとめ、市民一人ひとりが「社会のために何ができるか」と問い直し、自らの責任と役割を明らかにしながら、その解決に取り組んでいくことが大切になっています。

下関市は、「市政の主人公は市民である」という基本理念の下に、各種の審議会や運営委員会を設置するとともに、直接市民と話し合いの場を持つ等広く市民の意見を求める努力を続けています。

一方、市民の間においては、NPO 活動(民間非営利組織活動)やボランティア活動、地域のコミュニティ活動等の市民活動を通して、「何かをしなければならない」という社会的使命感をもった活動が少なからず展開されています。

私たちは、このような状況を踏まえ、市民と行政、市民と市民が対等の関係において、それぞれの英知を集め実践力をつなぎあい、「協働」する「市民参画」という新しい社会システムを築き、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」を創造することを願い、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民参画という新しい社会システムの推進に関する基本理念及びその実現に関する基本的な事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を協働して図ることにより、快適な環境を有する都市の創造に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 協働 共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、及び協力して行動することをいう。
 - (2) 市民参画 市民及び市民活動団体(以下「市民等」という。)が市の施策の立案、実施及び評価 の各段階に自発的かつ自律的にかかわること並びに市民等がまちづくりのために協働することをいう。
 - (3) 市民活動 自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法(平成 10年法律第7号)別表に掲げる活動又は地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。
 - (4) パートナーシップ 協働を実現するための友好的な協力関係をいう。
 - (5) 市民活動団体 組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、

支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするもの

- エ 営利を目的とするもの
- (6) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (7) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(基本理念)

- 第3条 市民等及び市は、協働の関係を構築し、相互のパートナーシップが確立された市民参画型社会の実現及び発展に努めるものとする。
- 2 市民等及び市は、市民参画を推進するため、それぞれが有する情報の提供及び共有に努めるものとする。
- 3 市は、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民活動の促進に努めるものとする。 (市民の責務)
- 第4条 市民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画 に関する理解を深め、自らが暮らす社会に関心を持ち、身の回りの事について、自らできることを考え、行動 するとともに、進んでまちづくりへの参加に努めるものとする。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

- 第5条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、市民 参画型社会の実現及び発展に寄与するよう努めるものとする。
- 2 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に自らの活動の公益性を検証するとともに、情報を市民に提供することにより、市民活動についての市民等の理解の促進に努めるものとする。

(事業者の配慮等)

- 第6条 事業者は、市民参画に対する理解を深めるとともに、その発展の寄与に努めるものとする。
- 2 事業者は、市民活動の果たす役割の重要性への理解を深めるとともに、市民活動に対する支援に配慮するよう努めるものとする。

(市の責務)

- 第7条 市は、基本理念にのっとり、市民参画が図られるよう努めるものとする。
- 2 市は、基本理念にのっとり、市民活動を促進するための環境整備に努めるものとする。

(市民参画の対象)

- 第8条 市民参画の対象とする実施機関の施策は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
 - (2) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - (3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
- 2 実施機関は、前項各号に掲げる施策以外の施策についても、市民参画を図ることができる。
- 3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないものとする。
 - (1) 定型的又は経常的に行うもの
 - (2) 軽易なもの
 - (3) 緊急に行わなければならないもの
 - (4) 市内部の事務処理に関するもの
 - (5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

- (6) 市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により別に税目を起こす場合を除く。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

(市民参画の方法)

第9条 実施機関は、説明会の開催、アンケートの実施、ワークショップの開催、審議会の設置、パブリックコメントの実施等の方法により効果的な市民参画の実現に努めるものとする。

(市民参画の方法の公表)

- 第10条 実施機関は、できる限り早い時期に、市民参画の方法について公表するよう努めるものとする。 (留意事項)
- 第11条 実施機関は、市民参画の方法を実施するときは、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 効果が期待できる手法を講じること。
 - (2) 市民等が幅広く参加できる手法を講じること。
 - (3) 高度な専門性を有する施策にあっては、当該施策に関し深い知識を有する市民等の参加が得られるようにすること。
 - (4) 地域性を有する施策にあっては、当該施策の対象となる地域の市民等の参加が得られるようにすること。
 - (5) 営利を目的としたものの関与を排除すること。

(情報の提供と共有)

- 第12条 市民等及び市は、市民参画を推進するため、相互に情報を提供し、及び共有することに努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、個人情報の保護に配慮するものとする。
- 2 実施機関は、市民参画を推進するため、市政に関する情報を、適切な時期に、適切な方法により市民等に提供するよう努めるものとする。

(広聴)

第13条 実施機関は、市民参画を推進するために、手紙、電子メール等による提案、質問等の受付、アンケートの実施、直接的な対話の実施等の方法により、市民等の意識の把握及び意見の聴取に努めるものとする。

(附属機関等の委員)

- 第14条 実施機関は、附属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び調停、審査、諮問、調査等を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等を行うため、要綱等の定めるところにより設置される組織をいう。以下同じ。)の委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、一部又は全部の委員を公募により選出された委員(以下「公募委員」という。)とするとともに、男女比率、年齢構成、在期数及び他の附属機関等の委員との兼職状況等を勘案して選考するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属機関等に公募委員を含まないことができるものとする。
 - (1) 法令の規定により委員の構成が定められている場合
 - (2) 専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う場合
 - (3) その他公募に適さない事案を取り扱う場合

(市民活動を促進するための環境整備)

第15条 市長は、市民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民活動を促進するための環境整備に関する基本的な計画(以下「市民活動促進基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、市民活動の重要性に対する市職員の理解を促進するとともに、第7条第2項の規定に基づく環境整備として、支援における公平性及び市民活動の自律性に配慮しつつ、予算の範囲内で次の事項を実現するための施策の実施に努めるものとする。
 - (1) 市民活動を促進する情報の収集及び提供
 - (2) 市民活動の場の提供
 - (3) 市民活動のネットワーク化の促進
 - (4) その他市民活動を側面的に支援する助成制度の実施 (年次報告)
- 第16条 市長は、毎年、市民参画及び市民活動の状況について、公表するものとする。

(下関市市民協働参画審議会の設置)

- 第17条 市長は、市民活動促進基本計画の策定並びに市民参画及び市民活動の状況の評価に関する ことについて諮問するため、下関市市民協働参画審議会(以下「協働参画審議会」という。)を附属機 関として設置する。
- 2 協働参画審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 公募に応募した市民
 - (2) 市民活動団体関係者
 - (3) 事業者等で構成する団体の関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 市職員
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協働参画審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。 (適用除外)
- 第18条 この条例の定めるところにより実施機関が市民参画の方法を実施した場合に、法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この条例の規定は適用しない。

(条例の見直し)

第19条 市は、必要に応じ、この条例の見直しを行うものとする。

(委仟)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、下関市市民協働参画条例(平成15年下関市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第17条第4項の規定にかかわらず、平成17年9月21日までとする。

附 則(平成22年3月26日条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月21日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成17年2月13日 下関市規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市市民協働参画条例(平成17年条例第134号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民参画の方法)

- 第2条 条例第9条に規定する説明会の開催に当たっては、当該説明会に係る市民参画の対象とする施策 (以下「対象施策」という。)、開催日時、開催場所、参加対象者、対象施策の概要等の情報を原則と して当該説明会の開催の日の1月前までに公表するとともに、対象施策に関する資料を事前に提供するよう努めるものとする。
- 2 前項に定める提供は、手渡し、郵送、公表等によるものとする。
- 3 条例第9条に規定するアンケートの実施、ワークショップの開催、審議会の設置、パブリックコメントの実施 等については、その実施の方法、留意事項等を別に定めるものとする。

(公表の方法)

- 第3条 条例第10条及び第16条並びに前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うよう努めるものとする。
 - (1) 実施機関の発行する広報誌等への掲載
 - (2) 担当窓口等での閲覧又は配布
 - (3) インターネットによる閲覧
 - (4) その他市長が必要と認める方法
- 2 公表を行った場合には、併せて報道機関への情報提供その他適切な方法により、公表した事項を市民に 周知するよう努めるものとする。

(意見等への回答)

第4条 実施機関は、条例第13条に規定する市民等の意識の把握及び意見の聴取に際し、回答を要するものについては、受付期間等に別途定めがある場合を除き、受け付けた日の翌日から起算して30日以内に回答を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

- 第5条 条例第16条の規定による年次報告に記載する事項は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 市民参画の対象とした施策及び市民参画の方法
 - (2) 情報の提供と共有を行った施策
 - (3) 実施機関の施策の推進に関して市民から提出された意見の件数及び回答状況
 - (4) 条例第14条に規定する附属機関等における委員構成の状況
 - (5) 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策
 - (6) 市民活動団体と協働を行った施策及び協働の方法
 - (7) 市内の市民活動の状況に関する事項
- 2 前項の年次報告は、年度終了後、できる限り早い時期に行うものとする。 (その他)
- 第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、別に定める。 附 則
 - この規則は、公布の日から施行する。

(1) 策定経緯

平成 26 年度	下関市市民協働参画に関する意識調査		
平成 27 年 6 月	第1回市民協働参画審議会 計画策定について説明		
平成 27 年 7 月	市民協働参画ワークショップ		
平成 27 年 8 月	第1回推進本部会議		
	第2回市民協働参画審議会 諮問		
平成 27 年 9 月	第3回定例会文教厚生委員会 中間報告		
平成 27 年 10 月	第2回推進本部会議		
	第3回市民協働参画審議会 計画素案協議		
平成 27 年 10 月~11 月	パブリックコメントの実施 (~11月 30日まで)		
平成 27 年 12 月	第4回市民協働参画審議会		
平成 28 年 1 月	答申		
	第3回推進本部会議		
平成 28 年 3 月	第1回定例会報告		
	公表		

(2) パブリックコメント実施結果

募	集	期	間	平成27年10月30日~平成27年11月30日
				市民文化課、本庁舎、各総合支所(4)
閲	覧場	所	等	本庁管内各支所(12)、市ホームページ
				しものせき市民活動センター(ふくふくサポート)
応	募	状	況	0件

下関市市民協働参画審議会

(1)規則

4

下関市市民協働参画審議会運営規則

平成22年3月23日 下関市規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市市民協働参画条例(平成 17 年条例第 134 号。以下「条例」という。)第 17条第5項の規定に基づき、下関市市民協働参画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長を置き、審議会委員(以下「委員」という。)の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第3条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (部会)
- 第4条 審議会に、条例第17条に規定する市長から諮問される市民活動の状況の評価に関することのうち、 条例第2条第5号に規定する市民活動団体が実施する事業で、市が助成の対象とするものの公益性そ の他の助成要件について審査するため、助成事業審査部会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 部会は、委員のうちから会長が指名する5人以内の者をもって構成する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、前項の部会を構成する委員の互選によりこれを定める。
- 4 第2条第2項及び第3項の規定は、部会長及び副部会長に準用する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。 (意見の聴取)
- 第5条 審議会は、必要があると認められるときは、市の関係機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、 説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部市民文化課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 名簿

平成28年1月現在委員

氏	名	所 属 等	備考
石川	啓	社会福祉法人 中部少年学院理事長	会長
松尾	文子	梅光学院大学 教授	副会長
堀尾	昇平	下関短期大学 教授	
藤村	整市	下関市連合自治会 理事	
和﨑	法子	下関市連合婦人会 理事	
貞光	博子	下関紫陽花会 会長	
酒井	孝之	しものせき未来人ネットワーク 代表	
徳毛	伸自	財団法人 下関21世紀協会 理事長	
兼田	一郎	下関市社会福祉協議会 会長	
伊藤	彰	やまぐち県民活動支援センター長	
田中	隆子	高齢社会をよくする下関女性の会 「ホーモイ」 代表	
藤岡	基昭	住みたくなるふるさとづくり実行委員会 代表	
柴田	俊彦	楢原ゆうあい会 事務局長	
井上	親彦	人権擁護委員	
岡本	嘉奈江	子育て支援団体 ナチュラルパーティー 代表	
岡本	平和	特別非営利活動法人 コミュニティ・コンサルタント 理事	
西谷	佳記	行政書士	
恩地	裕子	コミュニティFM下関 ラジオパーソナリティ	
大畑	由美子	ファイナンシャルプランナー事務所 代表	
⊞□	美春	下関図書館友の会 代表	

(3)諮問

下市文第1339号 平成27年8月18日

下関市市民協働参画審議会 会長 石川 啓 様

下関市長 中尾 友昭

第3次下関市市民活動促進基本計画の策定について(諮問)

このことについて、下関市市民協働参画条例第17条第1項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(4) 答申

平成 2 8 年 1 月 1 9 日

下関市長 中尾 友昭 様

下関市市民協働参画審議会 会長石川 啓

第3次下関市市民活動促進基本計画の策定について(答申)

平成27年8月18日付け下市文第1339号で諮問のあった第3次下関市市民活動促進基本計画の策定について、本審議会は下関市市民協働参画条例第17条第1項に基づき慎重に審議を重ねた結果、第3次下関市市民活動促進基本計画(案)は適当と認め、別添のとおり答申いたします。

(1)調査目的

本調査は、市民協働参画に対する市民・市民活動団体の考えや、活動への参加の状況を把握し、今後の市民活動推進のための基礎資料とする目的で実施しました。

(2)調査対象者及び抽出方法

- ①市内在住、満18歳以上の市民2,500人 無作為抽出により抽出
- ②しものせき市民活動センターに登録している市民活動団体

(3)調査期間

平成 26 年 12 月 8 日~平成 26 年 12 月 24 日

(4)回収結果

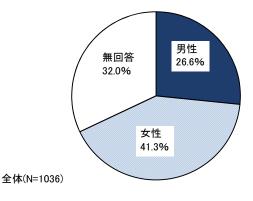
調査対象者	発送数	回収数	有効回答率
市民	2,500	1,036	41.4%
市民活動団体	254	181	71.3%

(5) 市民意識調査

(ア) 回答者の属性

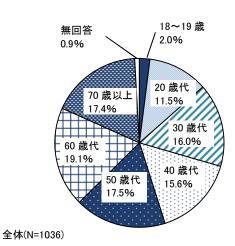
①性別(単位:人、%)

	実 数	割合
男性	276	26.6
女性	428	41.3
無回答	332	32.0
合 計	1,036	100.0



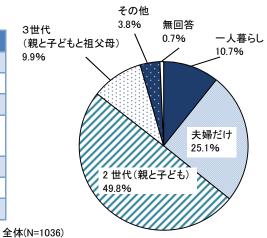
②年龄(単位:人、%)

	実 数	割合
18~19 歳	21	2.0
20 歳代	119	11.5
30 歳代	166	16.0
40 歳代	162	15.6
50 歳代	181	17.5
60 歳代	198	19.1
70 歳以上	180	17.4
無回答	9	0.9
合 計	1,036	100.0



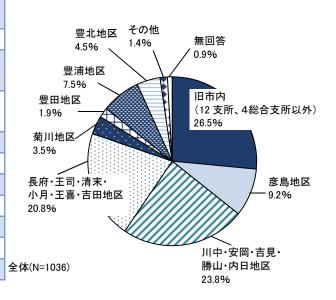
③家族構成(単位:人、%)

	実 数	割合
一人暮らし	111	10.7
夫婦だけ	260	25.1
2世代 (親と子ども)	516	49.8
3 世代	103	9.9
(親と子どもと祖父母)		
その他	39	3.8
無回答	7	0.7
合 計	1,036	100.0



④居住地区(単位:人、%)

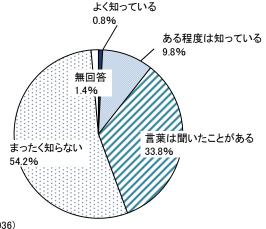
	実 数	割合
旧市内	275	26.5
(12 支所·4 総合支所以外)		
彦島地区	95	9.2
川中・安岡・吉見・勝山・内日	247	23.8
地区		
長府・王司・清末・小月・王喜・	215	20.8
吉田地区		
菊川地区	36	3.5
豊田地区	20	1.9
豊浦地区	78	7.5
豊北地区	47	4.5
その他	14	1.4
無回答	9	0.9
合 計	1036	100.0



(イ) 回答結果

①市民協働参画(パートナーシップについて)の認知度 (単位:人、%)

	実 数	割合
よく知っている	8	0.8
ある程度は知っている	102	9.8
言葉は聞いたことがある	350	33.8
まったく知らない	562	54.2
無回答	14	1.4
合 計	1,036	100.0

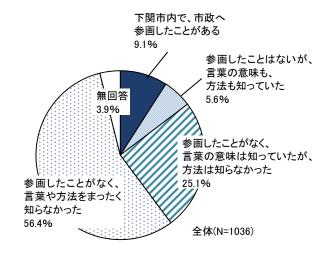


全体(N=1036)

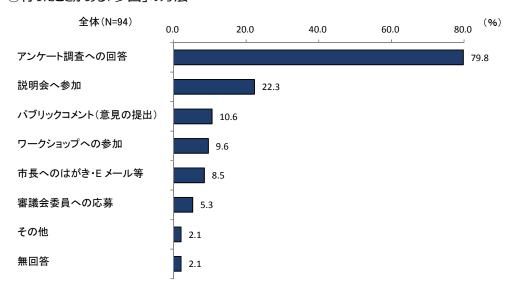
②市政への参画・認知度

(単位:人、%)

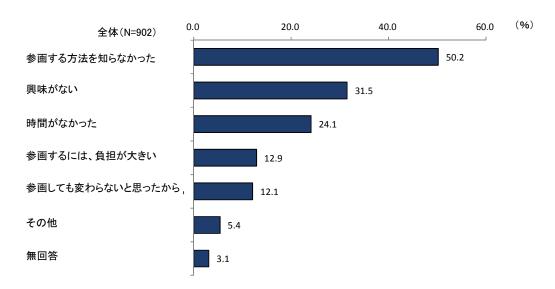
	実 数	割合
下関市内で、市政へ参画	94	9.1
したことがある		
参画したことはないが、言	58	5.6
葉の意味も、方法も知って		
いた		
参画したことがなく、言葉の	260	25.1
意味は知っていたが、方法		
は知らなかった		
参画したことがなく、言葉や	584	56.4
方法をまったく知らなかった		
無回答	40	3.9
合 計	1,036	100.0



③行ったことがある「参画」の方法



④参画しなかった、できなかった理由

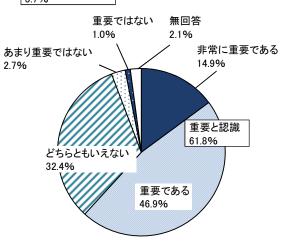


⑤市民が市政に参画することについて

(単位:人、%)

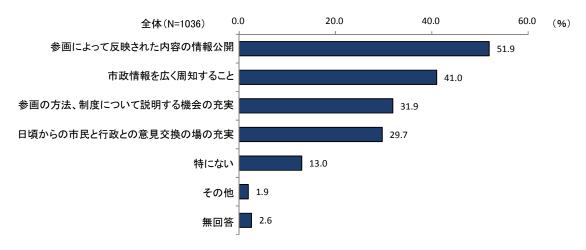
実数割合非常に重要である15414.9重要である48646.9どちらともいえない33632.4あまり重要ではない282.7重要ではない101.0無回答222.1合計1,036100.0	(+121)((70)		
重要である48646.9どちらともいえない33632.4あまり重要ではない282.7重要ではない101.0無回答222.1		実 数	割合
どちらともいえない33632.4あまり重要ではない282.7重要ではない101.0無回答222.1	非常に重要である	154	14.9
あまり重要ではない282.7重要ではない101.0無回答222.1	重要である	486	46.9
重要ではない101.0無回答222.1	どちらともいえない	336	32.4
無回答 22 2.1	あまり重要ではない	28	2.7
	重要ではない	10	1.0
合計 1,036 100.0	無回答	22	2.1
	合計	1,036	100.0

重要でないと認識 3.7%

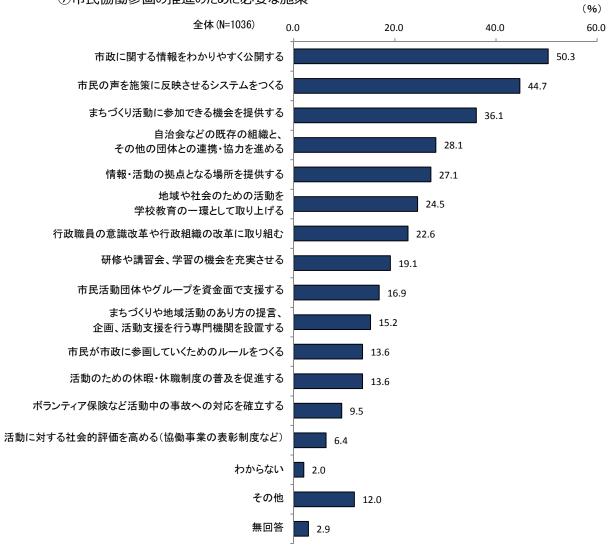


全体(N=1036)

⑥市政に参画するために、あなたが下関市にしてほしいと思うこと



⑦市民協働参画の推進のために必要な施策

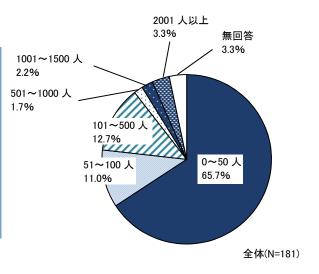


(6) 市民活動団体調査

(ア) 回答者の属性

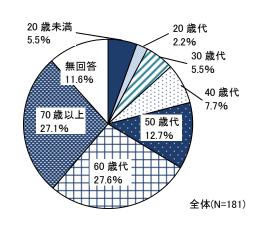
①会員数(単位:人、%)

	実 数	割合
0~50 人	119	65.7
51~100人	20	11.0
101~500人	23	12.7
501~1000人	3	1.7
1001~1500人	4	2.2
2001 人以上	6	3.3
無回答	6	3.3
合 計	181	100.0



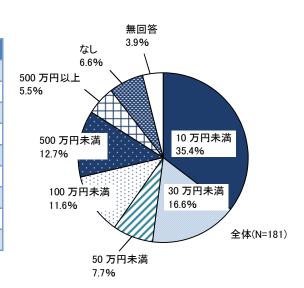
②主年齢層(単位:人、%)

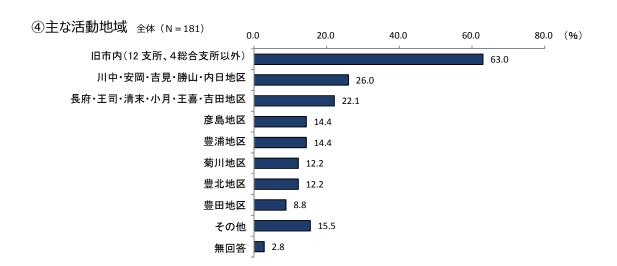
	実 数	割合
20 歳未満	10	5.5
20 歳代	4	2.2
30 歳代	10	5.5
40 歳代	14	7.7
50 歳代	23	12.7
60 歳代	50	27.6
70 歳以上	49	27.1
無回答	21	11.6
合 計	181	100.0



③活動資金(単位:人、%)

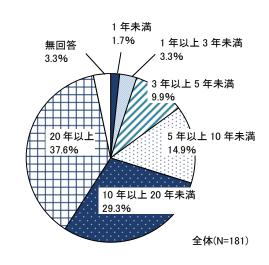
	実 数	割合
10万円未満	64	35.4
30 万円未満	30	16.6
50 万円未満	14	7.7
100万円未満	21	11.6
500万円未満	23	12.7
500万円以上	10	5.5
なし	12	6.6
無回答	7	3.9
合 計	181	100.0





⑤存続年数(単位:人、%)

_		-	
		実 数	割合
	1年未満	3	1.7
	1年以上3年未満	6	3.3
	3年以上5年未満	18	9.9
	5年以上10年未満	27	14.9
	10 年以上 20 年未満	53	29.3
	20 年以上	68	37.6
	無回答	6	3.3
	合 計	181	100.0

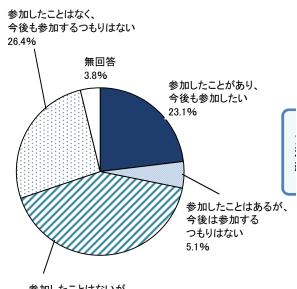


(イ) 回答結果

①市民活動への参加(単位:人、%)

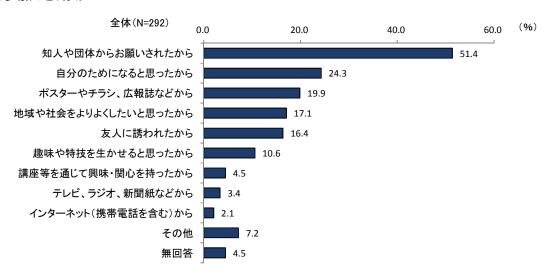
	実 数	割合
参加したことがあり、今後も参	239	23.1
加したい		
参加したことはあるが、今後	53	5.1
は参加するつもりはない		
参加したことはないが、今後	432	41.7
機会があれば参加したい		
参加したことはなく、今後も参	273	26.4
加するつもりはない		
無回答	39	3.8
合 計	1.036	100.0

全体(N=1036)



参加したことはないが、 今後機会があれば参加したい 41.7%

②参加のきっかけ

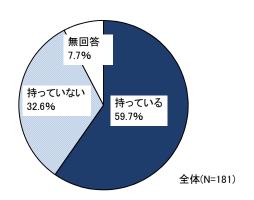


③団体活動の課題



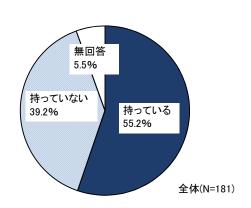
④他の市民活動団体とのつながり(単位:人、%)

	実 数	割合
持っている	108	59.7
持っていない	59	32.6
無回答	14	7.7
合 計	181	100.0

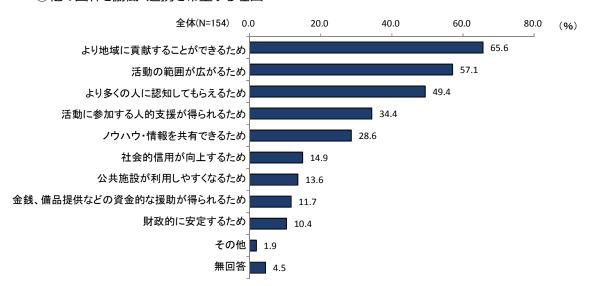


⑤地元地域(自治会等)とのつながり(単位:人、%)

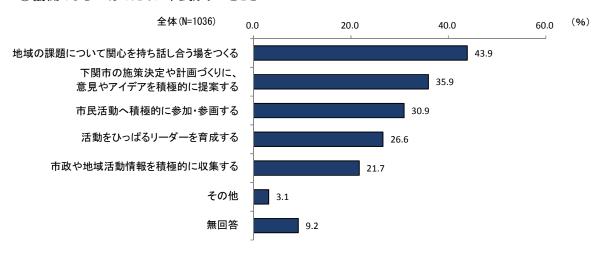
	実 数	割合
持っている	100	55.2
持っていない	71	39.2
無回答	10	5.5
合 計	181	100.0



⑥他の団体と協働・連携を希望する理由



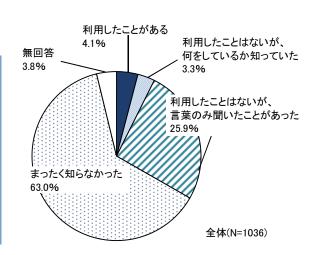
⑦協働のまちづくりのために市民がすべきこと



⑧しものせき市民活動センターについて

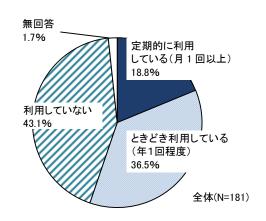
(i) 市民の利用及び認知度(単位:人、%)

	実 数	割合
利用したことがある	42	4.1
利用したことはないが、何を	34	3.3
しているか知っていた		
利用したことはないが、言	268	25.9
葉のみ聞いたことがあった		
まったく知らなかった	653	63.0
無回答	39	3.8
合 計	1,036	100.0

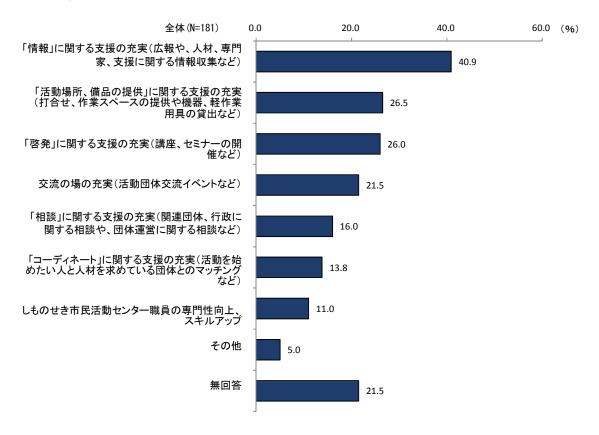


(ii)活動団体の利用状況(単位:人、%)

	実 数	割合
定期的に利用している (月1回以上)	34	18.8
ときどき利用している(年1 回程度)	66	36.5
利用していない	78	43.1
無回答	3	1.7
合 計	181	100.0



(iii) しものせき市民活動センターへ期待すること



(1)目的

「第3次下関市市民活動促進基本計画」の策定にあたって、市民と市民活動団体の要望・課題の把握、しものせき市民活動センターの利用方法、あり方の検討を行い、市民や市民活動団体のより効果的な協働展開のために、ワークショップを実施しました。

(2)開催概要

開催日時	平成 27 年 7 月 3 1 日 (金) 18 時から 20 時 30 分
開催場所	しものせき市民活動センター(ふくふくサポート) 下関市竹崎町四丁目 4 番 2 号
参加者	市内に在住または通勤・通学している方 18名
テーマ及び 検討内容	しものせき市民活動センター(ふくふくサポート)をどう活かす?
実施方法	参加者は3つのグループに分かれ、各グループ内で3つの検討内容に対して自由に意見を出していただき、その内容を大判用紙にまとめました。 その後、各グループの内容を参加者全員に対して発表し、それぞれの意見を 共有、集約しました。

開催の様子













(3) 実施結果

ワークショップにおいて、テーマごとに出された意見を分類し、下表にまとめました。

①市民活動を促進する情報の収集及び提供

○情報提供機能の充実

情報交換の場 ボランティア 会場

どのような活動しているか新聞やニュースで一般に知らせて

テレビなど報道機関に働きかけて市民にこのセンターのことを知ってもらう

活動のアピールを メディアへ提供

FB(フェイスブック)で情報発信

ふくふくだよりで発せられる 各団体の活動状況などは限られている もっと広報して

センター便りを発行⇒毎月に!中身充実

ホームページのトップに市民活動センターの活動報告を掲載

市民活動の情報発信の提供 年代別 小・中・高・大学対象にも 年代に合わせた資料作成

関心の低い人よりも、関心の高い人を重点において派生的な方がよい

見える化 市報で発信 広報の充実

レベルの高い情報がほしい

職員が活用現場へ出向く⇒情報収集等、待っているのではなく職員が現場へ出向く

センター内だけでなく現場主義に徹してほしい 市民活動の現場を知る

相談できる人の確保

団体とどのように協働できるか 提案してほしい

場所を知られていないように思う

○協働に対する意識向上

センターまつりの開催 楽しい おもしろい

いろいろな企画

センターでのイベントの開催 若者向け 高齢者向け

会社が協力すれば若い世代の参加望める 定期的に参加してもらうように企画する

興味のない人をどうして発掘するか

助成金を受けた団体の活用

市職員への参加呼びかけ 活動団体を研修等で活用する

○その他

印刷などの一部の機能を使っていない

役所サイドの堅いイメージをアニメ、歌、紙芝居、キャラクターなどをつくる

町内掲示板の利用

神社・お寺の立て看板に行事ポスター

自治会の回覧板の利用

自治会での連携 回覧板の活用

学生を締め出そう 公共の場としてのマナー

今日来られた皆さんは活動センター登録をどのようにしてされたのでしょうか

②市民活動の場の提供

ちょっと立ち寄って話あう雰囲気でない

交流の場になりにくい

入りにくい。目的なく入っていいの?と思う

子どもとは過ごせるのかな、迷惑かなと思う

ビジネスマンもOK? ちょい悩む

ベルタワー自体が活動センターであることを知らない(ふくふくサポート)の大見出しをどこかに

大きな看板に市民活動をアピールできる内容を書きマンションの入り口を掲げる

センターに入りにくい雰囲気

センターに入りにくい コーヒーカフェをつくる

気楽に過ごして広い空気をつくって

食べる・のむ ひとくる 飲食フリー ドリンクバー おいしいソフトクリームマシン 調理室

軽食も OK に

自販機のコーヒーまずい

センターの利用度⇒無料駐車場の確保

市の中心は新下関方面になってきている。勝山公民館のような利用しやすい場所に移転するといいのでは

学生勉強しているところとグループの会が座る場所の検討

勉強するための机 会議と学生のスペースの住み分け

掲示板で団体間の情報 一般の方とのマッチング

コーディネーター登録

活動センター職員の専門性を高める ジャンル別 アドバイスできる人を揃える

助成金獲得のアドバイス

○公共施設等の有効利用

駐車場 シーモール等割引対応出来ないか

下関では車に乗っている人がほとんど 駐車場のない施設だと利用 (難しい)

駐車場がない。駅前で便利なようで便利でない、来にくい

コピー機台数増やしてほしい

カラー印刷機を導入

防音ルーム

畳

会議室をフル活用するようもっと宣伝を 空室が多い

パソコンソフト(特に高価なもの) イラストレーター フォトショット←教えられるスキルをもった人

大判ラミネーター

会場使用料を無料にしてほしい

ダイエット機材を置く

③ネットワーク化の促進

0	主体間の協働及び連携と仕組みづくり	
	定期的に居酒屋的な会を開く	まつりの復活
	スタッフとの交流の場を	交流会の開催
	協力や交流の場を持つ(かたくるしくない)	
	各団体から1人でも出るようにして集会を年2	2回はするように
	市民と市民の協働コーディネーター育成	マッチングコーディネートセンスをみがく
	協働コーディネーター ちゃんと家庭を養える給	料
	中間支援団体 既に失敗してない?	
	自治会総会に啓発資料や啓発 Time の定用	윘
	市内ボランティア部のある中・高・大との定期的	ぶ会合 官・学・民
	人と人の結びつきを(スタッフは外へ)	
	自治会の活動に市民団体を参加させる	
	ひとりではなく友達を誘って行事に参加	
	市民文化課と団体・自治会企業等とのコーデ	ィネートをする組織・人材は?育成よりは実体験
	年代的に 40~60 代の人材が集まるような	
	若い人が参加したくなるような活動をアピールす	する 団体を育てる市の支援が必要
	各大学への訪問 学生ボランティアの促進	
	活動センターからのおもしろい「しかけ」も出して	ほしい
	「助けて」に応えてくれる「人」がいるとよい	やる気がある人を集めよう!
	ネットワークをつなぐ強い力がある人が必要	
0'	情報共有のためのネットワーク	
	専門的な希望(要望)を満たすためにはおろ	互いの所属団体を利用~センターが口添えを
	登録団体の把握	
	職員が積極的に市民グループの活動に参加し	
	活動団体間の情報交換 高齢化の為 解散	
	ジャンル別活動グループ毎 活動発表 顔合材	つせなど機会を
	企画あつめて発注して	
	メーリングリスト登録	
\bigcirc	その他	
	センター目的をもっと明確に!なにもかも欲張ん	
	講座を多彩に	高齢者生きがい参加
	必要性のある人をどのように引っ張り出すか	ファンドレイジング
	20歳未満を3回以上活動に参加させて、利	刊用料の減免

第3次下関市市民活動促進基本計画【策定展開図】

第1年	計画策定の背景と趣旨		第2章 計画の3	計画の基本的な考え方
1 計画の背景	2 計画(計画の趣旨	3 計画の	計画の基本姿勢
〇地域主権型社会実現に向けた地域性に応じた行政の展開 〇家族形態・ライフスタイルの多様化 ONPO 法による市民活動の多様・活発化	○下関市市民活動促進基本計画の終了と第2次総合計画(平5年)の策定 ○少子・高齢化・地域のつながりの希薄化等の社会環境の変化 ○ライフスタイル・市民ニーズの多様化	基本計画の終了と第2次総合計画(平成 26 カンながりの希薄化等の社会環境の変化 ミニーズの多様化	①市民活動の主体となる市民及び市民活動団体自体が、自主市民活動を促進するに当たっての環境づくりのための計画②市民と市民のパートナーシップの確立に向けた計画③市民意見を踏まえた計画	(法動団体自体が、自主的・主体的な 環境づくりのための計画 筆立に向けた計画
第3章 市民活動の現状と課題	状と課題		第4章 計画の基本方針と施策	五策
市民の現状・課題	主要な課題	基本方針1 市民協働	市民協働への理解促進	
○市民は、市政・市民活動に関する情報を求めている ○本市において、少子・高齢化、核家族・単独世帯の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	協働に関する理解、知識の普及、 情報提供	★市民活動を促進する情報の収集及び提供	い情報の収集及び提供	つな
Imlcよる社会的加工化が総合される O市民は、市政への参画が重要であると認識している O今まで活動に参加したことはないが、今後市民活動 人の参加を希望している一巻在的な参加希望を打多い	市民活動への参加のきっかけ、 環境づくり	情報提供機能の充実	魠	でがる
、シッカのでは、シャートのシャートである。 ○中民活動に参加したおい環境づくのが必要 ○中民の協働に関する認知度・関心が低い	活動の効果、市政への反映による参画意識の向上	協働に対する意識向上	一	(1)
市民活動の現状・課題		基本方針2 市民活動	市民活動を支える環境づくり	
		★市民活動の場の提供	116	判
	活動を支える人材確保と育成	★市民活動を側面的に	★市民活動を側面的に支援する助成制度の実施	न्धा
〇市民活動団体は、構成員の高齢化を課題とし、人材 ・研究は私が電子! アンス			活動参加の促進	Q :
の電米があることである。 の市民活動団体は、財政・経済的援助や施設の利用等の支援、活動全般に関する情報の提供を求めている の本展活動団体は、他団体と連携して、地域に貢献し たい、活動の範囲を広げたいとの希望している	活動継続のための支援	公共施設等の有効利用活動を担う人材の育成活動の運営も揺	利用 	
	他回体等との連携への支援	基本方針3 協働に向	コヘズ 協働に向けたネットワークの構築	EHUN
行政の現状・課題		★市民活動のネットワーク化の促進	リーク化の促進	
○市民協働参画関連施策・事業の実施が減少している ○ 上の仕き市民活動センターの利用・翌知度が所い	市民協働に関する施策や事業の推進	主体間の協働及びにおけれています。	主体間の協働及び連携と仕組みづくりにおせたかなが、	
このは、対対は対し、大くし、なっと、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	しものせき市民活動センターの活用		イシトノーン	

	用語	解 説
か	核家族	夫婦とその未婚の子女からなる家族。
	協働	共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して
		行動すること。
	コーディネーター	物事を調整する人。ここでは、市民と地域活動団体のつなぎ、連絡・調
		整を行う人。
	コミュニティ	人々が共同体意識をもって生活を営む一定の地域、及びそれらの人々
		の集団。
	高齢化率	人口に占める高齢者(65 歳以上)の割合。
2	事業者	市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人。
	自助・共助・公助	自助は、1人1人が自らの力で行うこと。共助は、自分だけでは解決や
		実行が困難なことについて、地域や身近にいる人たちがともに取り組むこ
		と。公助は、自助・共助では解決できないことについて、行政機関などが
		取り組む、もしくは支援すること。
	実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農
		業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防
		長。
	市民活動団体	組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であ
		り、その活動が宗教、政治上の主義、特定の公職にある者又は政党、
		営利目的のいずれにも該当しないもの。すべての団体に共通する特徴と
		して、「自主的であること」「公益的であること」「社会貢献的(非営利
		的)であること」があげられる。
	市民活動保険	市民活動中の思わぬ事故により指導者及び参加者等が傷害を被った
		り、損害賠償責任を負ったりした場合、保険会社より保険金が支払わ
		れる。下関市では、市民活動の側面支援のひとつとして「市民活動保
		険」に加入しています。
	市民参画	市民及び市民活動団体が市の施策の立案、実施及び評価の各段階
		に自発的かつ自立的にかかわること並びに市民等がまちづくりのために協
		働すること。効果的な市民参画の実現手法として「説明会の開催」「ア
		ンケートの実施」「ワークショップの開催」「審議会の設置」「パブリックコメ
		ントの実施」があげられる。
	シンポジウム	あるテーマについて、何人かの講師が講演を行ったり、意見を述べたりし
		た上で、それを元に参加者が質問、討論をする形態の催し物。
た	地域福祉計画	市民等の参加を得て、地域社会での多様な生活課題に対して、地域
		全体で取り組む体制を整備するために市が策定する計画。
	地方分権	国の権限や財源を地方自治体に移すこと。

用語		解 説
た	中間支援	広く市民活動の促進を目的とし、様々な分野の市民活動団体のサポートや団体間のネットワーク促進、市民活動に関わる社会環境についての調査・研究・提言などを行うこと。中間支援を主な目的とする団体を中間支援団体という。
	出前講座	市職員が、地域で行われる事業や施策に関するテーマについて、市民の理解を一層深めることを目的に、地域の集会所等に出向いて実施する講座のこと。
な	年次報告	下関市市民協働参画条例第16条の規定に基づく報告として作成したもの。市長部局をはじめとする実施機関に対して行った市民協働参画関連施策の調査を基に作成したもの。
は	パートナーシップ	協働を実現するための友好的な協力関係。
	パブリックコメント	下関市市民協働参画条例において例示されている市民参画の手法の一つ。市の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を広く市民に公表し、これに対して市民から提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その市民から提出された意見等を考慮して当該施策等の案の決定を行う一連の意見募集に関する手続きをいう。
	ボランティア	自発的に市民活動に参加する人のこと。一般的に、その特性は「ボランティアの四原則:自発性、社会性、先駆性、無報酬性」として表される。
5	ライフスタイル	個人または集団の生活様式。生き方。
わ	ワークショップ	特定の課題に対応するために、課題に関心をもつ人が集まり、共同作業を通じて、多様な参加者の意見等を引き出すとともに、その意見等について一定の方向性を見出すための会議。
英数	N P O	Non-Profit Organization の略。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなどの様々な分野における、営利を目的としない、住民の自発的意思による活動団体。